

国立大学法人鳴門教育大学学長選考会議規則

平成16年4月1日

規則第 4 号

改正 平成21年3月31日規則第12号

平成24年3月14日規則第 2 号

平成26年3月24日規則第11号

平成27年2月 3 日規則第 2 号

平成29年3月 8 日規則第11号

平成31年3月13日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法」という。)

第12条第2項及び国立大学法人鳴門教育大学学則(平成16年学則第1号)第9条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学学長選考会議(以下「学長選考会議」という。)の組織及び運営等について定める。

(組織)

第2条 学長選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事 3人

(2) 経営協議会委員(法第20条第2項第3号の規定により同委員に任命された者(以下「学外委員」という。)に限る。)の中から経営協議会において選出された者 4人

(3) 教育研究評議会評議員の中から教育研究評議会において選出された者 4人

(任命及び任期)

第3条 前条第2号及び第3号の委員は、学長が任命する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第4条 学長選考会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 学長候補者の選考に関すること。

(2) 学長の任期に関すること。

(3) 学長の業績評価に関すること。

(4) 学長の解任に関すること(法第17条第1項の規定に基づく解任を除く。)

(5) その他学長の選考・解任に関する重要な事項

(議長)

第5条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選により選出する。

2 議長は、学長選考会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が議長の職務を代行する。

(定足数)

第6条 学長選考会議は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、学外委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

(議決方法)

第7条 学長選考会議の議事は、学長候補者の選考においては合議により、学長の解任においては出席者の4分の3以上の数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を学長選考会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 学長選考会議の事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学長選考会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。